

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月4日

【会社名】 大同メタル工業株式会社

【英訳名】 Daido Metal Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 最高経営責任者 判治 誠吾

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階

【電話番号】 052-205-1400

【事務連絡者氏名】 上席執行役員
財務企画ユニット長 伊藤 啓貴

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階

【電話番号】 052-205-1400

【事務連絡者氏名】 上席執行役員
財務企画ユニット長 伊藤 啓貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)
大同メタル工業株式会社 東京支店
(東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー17階)
大同メタル工業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市淀川区塚本二丁目13番10-201号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

・配当財産の種類

金銭

・株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 金 15円

配当総額 712,783,635円

・剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 当社定款第2条(目的)につきまして、今後の当社事業展開に備えるため、事業目的を追加するものがあります。
2. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更するものであります。
3. 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会決議においても行うことができるよう変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

判治誠吾、三代元之、佐藤善昭、墓越繁昌、吉田有宏、武井敏一、星長清隆及び白井美由里の8名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

石渡信行を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名(社外取締役2名を除く)に対し、当期の業績等を総合的に勘案し、賞与総額39,900,000円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	385,454	507	0	(注) 1	可決 98.5
第2号議案 定款一部変更の件	340,633	45,328	0	(注) 2	可決 87.1
第3号議案 取締役8名選任の件					
判治 誠吾	361,645	24,315	0		92.4
三代 元之	366,843	19,117	0		93.8
佐藤 善昭	368,021	17,939	0		94.1
墓越 繁昌	381,616	4,344	0	(注) 3	可決 97.6
吉田 有宏	381,652	4,308	0		97.6
武井 敏一	367,847	18,113	0		94.0
星長 清隆	367,654	18,306	0		94.0
白井 美由里	381,424	4,536	0		97.5
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 石渡 信行	384,743	1,217	0	(注) 3	可決 98.4
第5号議案 役員賞与支給の件	367,431	18,530	0	(注) 1	可決 93.9

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。